

全ての高齢者・障害者が安心して暮らせる社会へ

——オアシス5周年記念シンポジウム「成年後見制度を活用した支援システムをめざして」



●積極的な成年後見制度の活用が高い関心、 専門家を中心に313名が参加

高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」は、2004年10月23日午後、弁護士会館クレオにて、「成年後見制度を活用した支援システムをめざして」というテーマで、オアシス5周年記念シンポジウムを開催した（共催：東京都、後援：東京都社会福祉協議会）。

当日は、日頃から高齢者・障害者の権利擁護のために活躍している社会福祉協議会、在宅介護支援センター等の職員、民生委員の方々を中心に、313名もの参加者があり、積極的に市民が利用できる成年後見制度のあり方に対する関心の高さがうかがわれた。問題提起、パネリストによる報告に引き続き、パネルディスカッションが行なわれた。なお、参加者全員に、成年後見申立手続きの流れ、費用等を分かりやすく解説した「成年後見制度利用の手引（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会作成）」が配布された。

●問題提起「成年後見制度に立ちほだかる 3つの壁を如何に突破するか」

まず、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員の村上重俊会員が問題提起を行なった。同会員は、2000年4月に介護保険制度が導入されたことにより福祉が「措置」から「契約」へと転換したことに伴い、成年後見制度も単なる「財産管理」から、「全ての市民の生活を支える制度」に転換

すべきであることを指摘し、しかし、①煩雑な手続き、長い審理期間、重い費用負担という成年後見制度手続き利用上の壁、②痴呆性高齢者は150万人（推計）もいるにもかかわらず、2003年度後見開始の審判の申立件数は1万4千件、その内市町村長申立ては2.5%しかないという、行政の消極的姿勢（行政の壁）、③成年後見制度について73%の市民が「聞いたことがない」（東京都老人総合研究所調査結果）という市民の意識の壁、という3つの壁が立ちほだかっているとの問題提起を行なった。その上で同会員は、この3つの壁を突破するためには、司法と行政の連携、後見人の養成と組織化、支援ボランティアの組織化という、私法制度を超えた社会システムの構築が必要であると提言した。

●各パネリストによる報告

村上会員からの問題提起、提言を受けて、世田谷区社会福祉協議会権利擁護センター主任の齋藤真知子氏から社会福祉協議会の取組み状況について、豊島区保健福祉部管理調整課計画推進担当係長の岩瀬優子氏から豊島区の取組み状況について、特別養護老人ホーム「くすのきの郷」施設長の柏木洋子氏から特別養護老人ホームにおける成年後見制度の活用状況について、それぞれ報告が行なわれた。

●「オアシス」5年間の活動状況の報告、 パネルディスカッション、質疑応答

シンポジウムのコーディネーターである当委員会委員の赤沼康弘会員から、「オアシス」の5年間の活動状況、及び、シンポジウムに先立ち当委員会が行なった「成年後見制度を社会化するための各機関の連携に関するアンケート」の集計結果報告が行なわれた後、「成年後見を利用した高齢者・障害者総合支援とネットワーク」をテーマに、東京都民生委員・児童委員の小林美代子氏を加えてパネルディスカッションが行なわれた。

パネルディスカッションでは、関係各機関のネットワークの現状について、齋藤氏から「世田谷区では、ケアマネジャー、在宅介護支援センター職員、社会福祉協議会職員等で構

成する連絡会で、個別事案毎にどのような支援ができるか検討会を行なっている」との報告とともに、「成年後見人と社会福祉協議会の役割は違うので、財産管理は法律家（成年後見人）、生活支援（身上監護）は社会福祉協議会、という役割分担と連携を考えてはどうか」との提言があった。また、「施設の中には成年後見人が就くと施設の運営が阻害されるのではないかと誤解している施設もあったが、きちんと説明して納得してもらった後は、施設はケアに専念し、成年後見人は財産管理を行なうことで、以前より施設の運営が円滑になった」との事例報告もあった。申立費用、報酬について、岩瀬氏から「豊島区には『成年後見制度利用援助制度』があり、利用実績はまだないが今後は積極的に取り組んでいきたい」との発言があり、齋藤氏からも同趣旨の発言があった。成年後見人が就任した後のフォローについて、齋藤氏、岩瀬氏から「情報提供を中心に、成年後見人を支援している」との報告があった。その後、会場の参加者とパネリストの間で質疑応答が行なわれた。

●高齢者・障害者支援ネットワークを構築し、成年後見制度の積極的活用を図ろう！

福祉が「措置」から「契約」に移行し、成年後見制度は高齢者・障害者の権利を確保するために必要不可欠な制度となったが、十分に活用されているとはいえない。

弁護士会は、高齢者・障害者の権利が確保され、高齢者・障害者が安心して暮らせる社会をめざすべく、市町村、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等の関係機関と高齢者・障害者支援のためのネットワークを築き、関係各機関が成年後見制度の利用にあたって直面している問題を一緒に解決し、迅速かつ円滑な成年後見制度の活用を促進すべきであり、また、一般市民に対しても、行政機関や弁護士会の広報活動を通じ、成年後見制度が高齢者・障害者の人権を確保するために必要不可欠な制度であることについて十分な理解を得る必要があることを実感したシンポジウムであった。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 濱崎 宏）

第19回東弁人権賞 受賞者決まる

2004年度の第19回人権賞の受賞者が、11月の選考委員会で決定した。表彰式は2005年の新年式で行なう。受賞者は、世界の子どもと手をつなぐ学生の会（代表 中西久恵氏）、大気汚染測定運動東京連絡会（会長 藤田敏夫氏）の2団体である。

東弁人権賞は、1986年に制定し、人権擁護活動に尽力されてきた方々を毎年表彰してきた。これまで40の個人や団体が受賞している。

関東弁護士会連合会管内では、横浜弁護士会が1996年から、新潟県弁護士会が1997年から同様の制度を実施している。

◎世界の子どもと手をつなぐ学生の会（略称：CCS）

1993年創設。八王子市内で在住外国人の子どもたちを支援しようと大学生が設立したNGO。地域に暮らす外国の文化的背景を持つ子どもたちのための支援事業を行なうことを目的とする。子どもたちへの教科や日本語の学習、進学のための支援やメンタル面の支援を行ない、エンパワメントを促進し、受け入れる側の日本の子どもたちへの国際理解のための活動にも取り組んでいる。現在、首都圏で41大学の約180人の学生が、160人の小中学生の支援活動を行なっ



2004年12月2日の司法記者クラブでの記者発表。左から、世界の子どもと手をつなぐ学生の会代表の中西久恵氏、大気汚染測定運動東京連絡会会長の藤田敏夫氏、平松紘選考委員会委員長、菊地裕太郎副会長、中久木邦宏WG座長

ている。具体的には①学習教室、②派遣サポート、③メンタルサポート、④イベント、⑤事例検討会・研修会の5つの活動を行なっている。

◎大気汚染測定運動東京連絡会

1978年設立。自動車公害への社会的関心を高め、大気環境をウオッチする目的で長年活動。当連絡会は、大気汚染測定運動に参加する各地区実行委員会（都内46地区）及び各団体（約135団体）の自主的な活動を援助する連絡機関であり、きれいな空気を取り戻し、健康と環境を守り、大気汚染による健康被害を防ぐことを目的としている。具体的活動は、①年に2回、都内の1万か所以上で二酸化窒素の一斉測定を継続的に実施し報告書作成及び報告会を開催、②健康被害の実態調査の実施、③関係機関への要請行動、④学習会・研究会などの開催を実施している。